

「個別避難計画について」

1 個別避難計画

個別避難計画とは、高齢者や障がいのある方（要配慮者）などで、自ら避難することが困難な避難行動要支援者ごとに作成する避難支援のための計画となります。

※ 過去の自然災害で避難行動要支援者に被害が多くみられることを受けて、令和3年5月に災害対策基本法が改正され、個別避難計画を作成に努めることが法律に位置付けされました。

2 避難行動要支援者

個別避難計画は、災害時の避難行動に配慮を要する方のうち、避難行動要支援者名簿に掲載されている避難行動要支援者が対象となります。

避難行動要支援者に対しては、近隣住民、自主防災組織、福祉関係者などによる支援体制を事前に整理し、その人の状態に応じた支援を行う必要があります。

3 避難行動要支援者名簿

避難行動要支援者への避難支援や避難所での生活支援などを円滑に実施するため、本人の同意が得られた方を対象に平常時からの取組に必要な情報を事前に把握し、「避難行動要支援者名簿」を作成しています。

【避難行動要支援者名簿の掲載対象者となる方】

名簿掲載対象者は、在宅の方で、以下の要件のいずれかに該当する方です。

- ①要介護認定を受けている者
- ②身体障害者手帳1・2級の第1種を所持する者（一部を除く）
- ③療育手帳A、B（中度）を所持する知的障害者
- ④精神保健福祉手帳1・2級を所持する者
- ⑤要配慮者と認められた難病患者
- ⑥その他、避難に支援が必要な方で、名簿への掲載を申請した人

※ 上記の対象者のうち、平常時から名簿情報を提供することについて、同意の有無を確認し、同意した方が名簿に掲載されます。

（避難支援等関係者）

区会・町内会・自主防災組織、消防組合、警察署、消防団員、民生委員・児童委員、社会福祉協議会

4 個別避難計画の作成

個別避難計画は、避難行動要支援者ごとに、支援等実施者、避難先、避難方法、配慮すべき事項などをあらかじめ定めておくことで、速やかに避難支援等を行うことを目的としています。

個別避難計画の作成にあたっては、行政だけでなく、区会・町内会・自主防災組織や民生委員・児童委員、福祉・医療・保健の専門職などの関係者が連携して作成します。

【個別避難計画作成の流れ】

〈ステップ1：事前準備・対象者の把握〉

- 計画作成の進め方や役割分担などについて話し合う。
- 市が作成している避難行動要支援者名簿をもとに、対象者を確認する。

〈ステップ2：訪問・聞き取りの実施〉

- 対象者宅を訪問するなど、計画作成について説明するとともに、対象者への聞き取りを行う。
(聞き取りが難しい場合は、家族に協力ををお願いする。)
- ・区会・町内会・自主防災組織を中心に、対象者がお住いの地区の役員、民生委員・児童委員の方などと協力して行います。
- ・本人からの聞き取りが難しい場合は、可能な範囲で家族にも同席をお願いします。
- ・訪問の際には、計画作成の趣旨などを説明したうえで、生活状況等について聞き取ります。

〈ステップ3：計画書の作成・提出〉

- 聞き取った内容をもとに、計画様式を用いて個別避難計画を作成します。
- 作成した個別避難計画は、本人の同意のうえ、支援者等の関係者間で共有します。
- ・避難支援等実施者の選定にあたっては、特定の方に負担がかかり過ぎないように配慮します。
- ・個別避難計画の共有先は、対象者本人、区会・町内会・自主防災組織の役員、民生委員・児童委員、避難支援等実施者などとなります。

—個人情報の取り扱いについての留意事項—

市から提供する避難行動要支援者名簿や個別避難計画などは、非常に大切な個人情報となります。

支援に関係のない人にむやみに情報が漏れることのないよう、管理には十分に注意が必要となります。

